平成28年度から適用される住民税（特別区民税・都民税）、軽自動車税の主な改正点

住宅借入金等特別税額控除の延長

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の対象期間が、平成29年12月31日から1年6か月延長され、31年6月30日までとなります。

寄附金税額控除（ふるさと納税）の拡充

（1）特例控除額の引上げについて

平成27年1月1日以後に、都道府県・市区町村に対して行った寄附（ふるさと納税）について、特例控除額の上限が個人住民税所得割額の2割（改正前は1割）に引き上げられます。

（2）ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設について

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をしなくてもふるさと納税の寄附金税額控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

■対象者

この制度を利用できる方は、次の2つの要件を満たす方です。

▶ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的以外に確定申告や住民税の申告を行う必要のない方

▶ふるさと納税の寄附先が5団体以下の方（同じ団体に複数回寄附をした場合でも、その団体数は1と数えます）

■利用方法

この制度を利用するためには、ふるさと納税を行うごとに寄附先団体に申告特例申請書を提出する必要があります。

■ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けた場合の税額控除

所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます（ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます）。

■ご注意いただきたいこと

この制度は27年4月1日以降に行ったふるさと納税が対象です。27年1月1日～3月31日に行ったふるさと納税について寄附金控除の適用を受けるには、確定申告または住民税の申告が必要となります。

また、次の場合には、申告特例申請書を提出済みであっても、申請が無効となり特例の適用が受けられません。領収書または寄附金受領証明書を添付し、ふるさと納税についての寄附金控除も含めた内容により、確定申告または住民税の申告を行ってください。

▶ふるさと納税の寄附先が5団体を超えた場合

▶確定申告や住民税の申告を行った場合

▶申告特例申請書の提出後に住所・氏名などの変更があった場合で、申請をした翌年の1月10日までに変更届出書の提出を行わなかった場合

軽自動車税の税率の変更

地方税法等の改正により、平成28年度分から軽自動車税の税率が次のように変わります。

■原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車等

区分		税率（年額）	
		27年度まで	28年度から
原動機付自転車	排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下	1000円	2000円
	排気量50cc超90cc以下または定格出力0.6kw超0.8kw以下	1200円	2000円
	排気量90cc超125cc以下または定格出力0.8kw超1kw以下	1600円	2400円
	ミニカー（排気量50cc以下の三輪以上で輪距が50cm以上等）	2500円	3700円
小型特殊自動車（農耕作業用）		1600円	2400円
小型特殊自動車（その他）		4700円	5900円
軽二輪（排気量125cc超250cc以下）		2400円	3600円
ボートトレーラー、専ら雪上を走行するもの等		2400円	3600円
二輪の小型自動車（排気量250cc超）		4000円	6000円

■平成27年4月1日以後に新規検査を受けた三輪以上の軽自動車

区分			税率（年額）	
			27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両	27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両
三輪			3100円	3900円
四輪以上	乗用	自家用	7200円	1万800円
		営業用	5500円	6900円
	貨物用	自家用	4000円	5000円
		営業用	3000円	3800円

㊟27年3月31日までに新規検査を受けた車両の軽自動車税については、27年度以後も現行の税率が適用されます。

■新規検査を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車

区分			税率（年額）
三輪			4600円
四輪以上	乗用	自家用	1万2900円
		営業用	8200円
	貨物用	自家用	6000円
		営業用	4500円

㊟電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリン・電力併用軽自動車および被けん引自動車は、重課の対象外です。

■平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両で一定の環境性能を備えた軽自動車（28年度の軽自動車税に適用）

区分			税率（年額）		
			①	②	③
三輪			1000円	2000円	3000円
四輪以上	乗用	自家用	2700円	5400円	8100円
		営業用	1800円	3500円	5200円
	貨物用	自家用	1300円	2500円	3800円
		営業用	1000円	1900円	2900円

①電気軽自動車および21年天然ガス車基準に適合し、かつ、当該基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない天然ガス軽自動車

②ガソリン車のうち17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもので、かつ、乗用については32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの、貨物用については27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの

③ガソリン車のうち17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもので、かつ、乗用については32年度燃費基準値を達成したもの、貨物用については27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの

税についての問合せ先

■区税（特別区民税・都民税、住民税の住宅ローン控除、軽自動車税など）

区民部税務課（区役所2階）

▶口座振替（自動払込）・モバイルレジ ☎5608－6133（税務係）

▶課税（非課税）証明書・納税証明書 ☎5608－6008（税務係）

▶軽自動車税 ☎5608－6134（税務係）

▶申告、課税額、住民税の住宅ローン控除等 ☎5608－6135（課税係）

▶納税相談 ☎5608－6142（納税係）

＊月曜日～金曜日午前8時半～午後5時（祝日、12月29日～1月3日を除く）

■国税（所得税の確定申告、e-Tax（イータックス）の利用方法、所得税の住宅ローン控除、贈与税、消費税など）

▶本所税務署（業平1－7－2） ☎3623－5171

▶向島税務署（東向島2－7－14） ☎3614－5231

＊国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」からは、確定申告書の作成・印刷や、e-Taxを利用した電子申告も可

■都税（固定資産税、個人事業税など）

▶墨田都税事務所（両国4－29－4） ☎5669－0138

＊個人事業税・法人事業税・法人都民税・地方法人特別税については、台東都税事務所（台東区雷門1－6－1） ☎3841－1271に問合せ

☎＝電話 FAX＝ファクス ✉＝Eメール ＝ホームページアドレス